

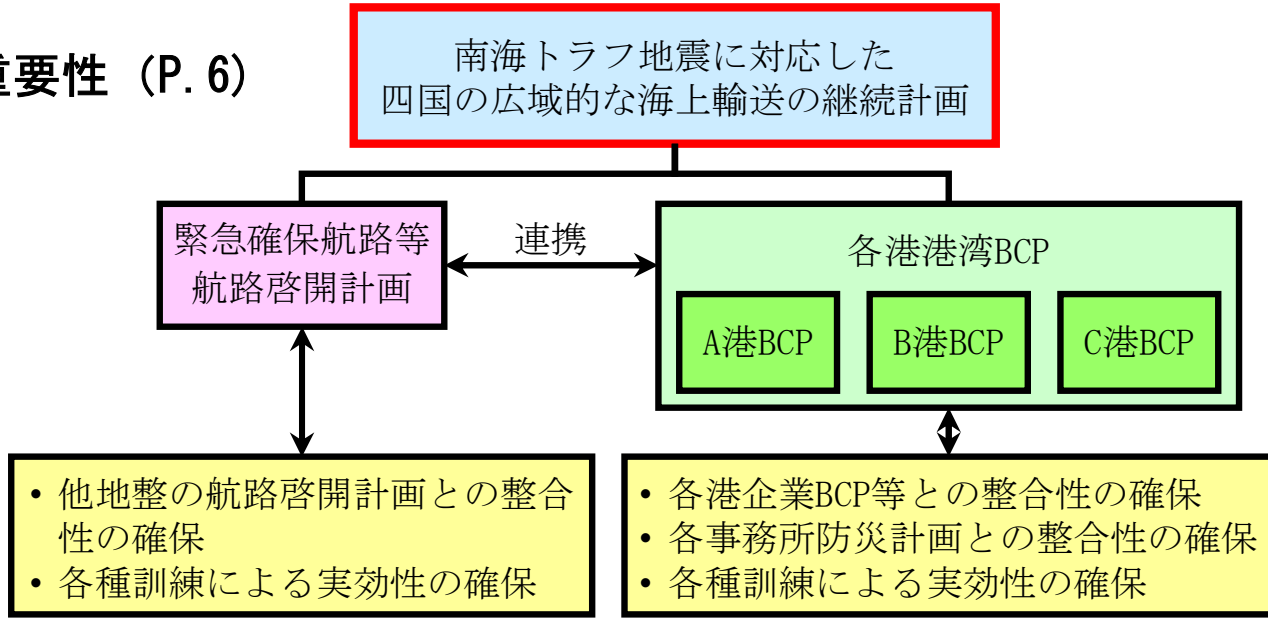
# 南海トラフ地震に対応した四国の広域的な 海上輸送の継続計画 改訂(案)

第 1 1 回 四国の港湾における地震・津波対策検討会議

平成 3 1 年 2 月 2 8 日

➤ 今年度は、以下の内容について改訂を行う。（参考資料1-1、1-2参照）

- ① 南海トラフ地震に関する情報（臨時）の発表に伴う事前対策の検討の必要性（P. 2）
- ② 港湾法改正（平成29年7月）による、非常災害時における国土交通大臣による港湾施設の管理制度が創設（P. 3）
- ③ 関係機関間の申合せ等の締結（P. 5）
- ④ 道路啓開との連携強化の重要性（P. 6）



広域海上BCPとその他の計画との関係

## ① 南海トラフ地震に関する情報（臨時）の発表に伴う事前対策の検討の必要性

### ●主な追加内容（参考資料1-1 新旧対応表 P. 28参照）

- ・平成29年11月から南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁から**南海トラフ地震に関連する情報**が発表されることとなった。（臨時と定例の2種類）
- ・南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合における**関係機関との連絡体制の確保、所管する施設での対策等を事前に計画しておく必要がある。**

情報の種類	発表条件
南海トラフ地震に関連する情報(臨時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</li> <li>○南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</li> </ul>
南海トラフ地震に関連する情報(定例)	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において調査した結果を発表

出典：内閣府・気象庁 資料

南海トラフ地震に関連する情報の発表条件

# 港湾法改正(平成29年7月)による、非常災害時における

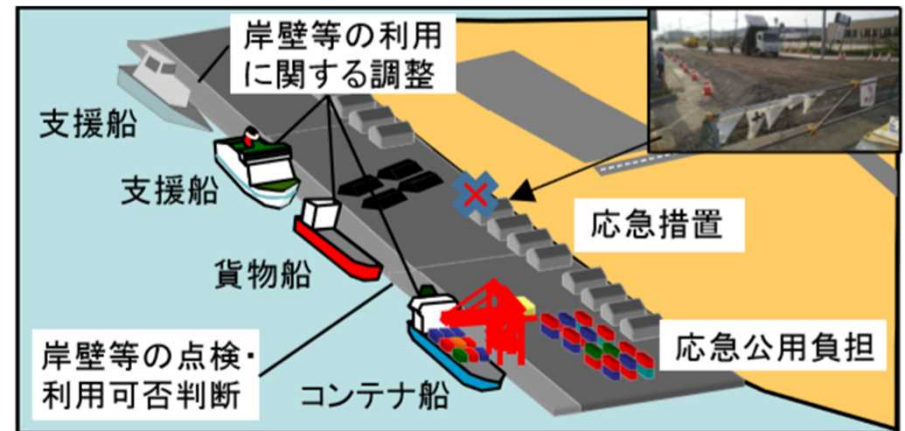
## 国土交通大臣による港湾施設の管理制度が創設(港湾法第55条3の3)

### ② 港湾法改正(平成29年7月)による、非常災害時における国土交通大臣による港湾施設の管理制度が創設(港湾法第55条3の3)

#### ● 主な追加内容(参考資料1-1 新旧対応表 P. 32, 33参照)

- ・平成28年の熊本地震において、被災地の港湾へ通常の貨物船に加え、自衛隊・海上保安庁等の支援船舶が集中したことにより、過度に混雑し、港湾利用者との円滑な調整等に支障をきたす事態が発生した。
- ・これを受け、平成29年7月に港湾法が改正され、国土交通大臣は非常災害において、港湾管理者から要請があり、かつ、物資の輸送の状況等を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、港湾施設の管理の全部又は一部を、期間を定めて行うことができることとした。
- ・非常災害時における港湾管理は、通常時の港湾管理とは異なり、支援物資の受け入れのための利用調整等の業務が想定されるため、**今後、港湾管理者と利用調整等にかかる訓練を実施していく。**

[国土交通大臣、港湾管理者の役割]



国土交通大臣による港湾施設の管理制度のイメージ

## 平成30年7月豪雨における本制度の初適用の事例

- ・平成30年7月豪雨では、河川の氾濫や土砂災害等により多くの被害が発生し、広島県の呉港においては河川等から流木等の大量の漂流物が流出し、支援船舶の運航の障害となる可能性が生じた。
- ・港湾管理者である呉市の要請に基づき、港湾法第55条3の3を初適用し、国が漂流物の回収や航路・泊地の浚渫を実施した。

### ◆ 漂流物の回収

- 支援船舶の運航の障害となるおそれがあったため、国土交通省が所有する海洋環境整備船や（一社）日本埋立浚渫協会の作業船により、流木等の漂流物の撤去を実施。



港内の漂流物回収状況

### ◆ 航路・泊地の浚渫

- 港湾業務艇により呉港港内の航路・泊地の深浅測量を実施したところ、河川からの土砂等の流出により必要な水深が確保されていない箇所が検知されたため、土砂等の撤去を実施。



グラブ浚渫船による泊地の浚渫状況



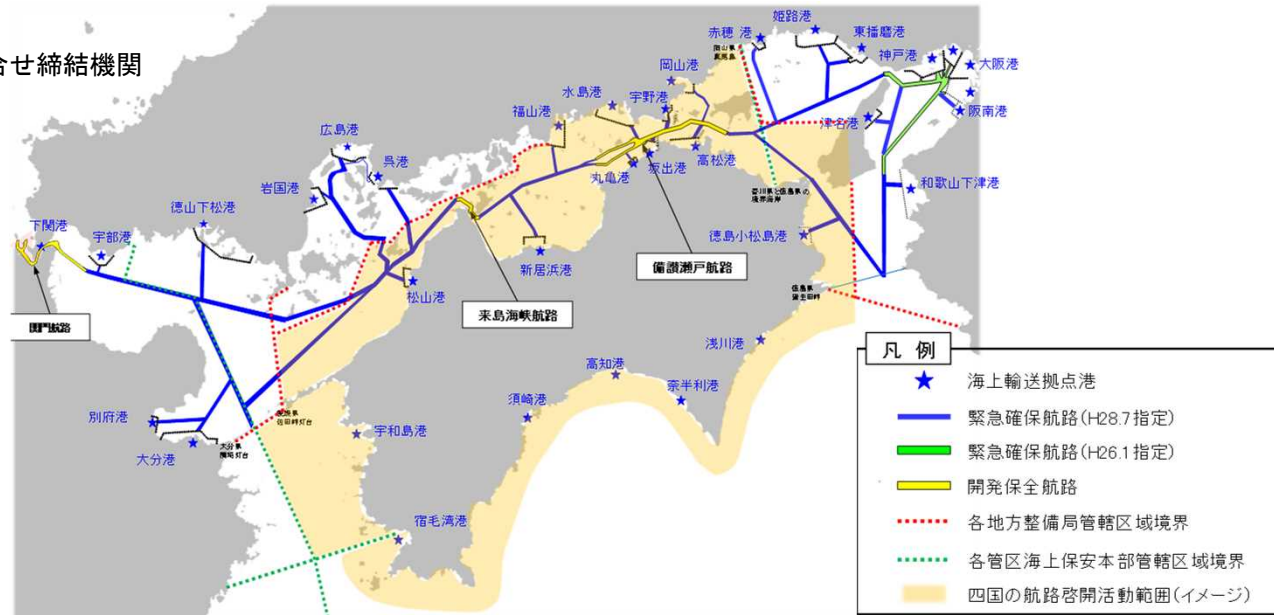
### ③ 関係機関間の申合せ等の締結

#### ● 主な追加内容（参考資料1-1 新旧対応表 P. 35参照）

- ・ 大規模地震・津波等の非常災害時に、速やかに緊急物資輸送船第1船が入港できるよう、**4つの地方整備局（近畿、中国、四国、九州）と3つの管区海上保安本部（五管、六管、七管）が平成29年12月、「大規模地震・津波等発生時の緊急物資輸送等にかかる瀬戸内海等における航路啓開活動に関する申合せ」を締結した。**
- ・ 申合せでは、航路啓開活動を迅速かつ円滑に実行するため、港則法及び海上交通安全法に基づく各許可手続きの流れ等を具体的に確認し共有する**航路啓開活動実施要領**を別途作成することを規定しており、平成30年3月に四国地方整備局と第五管区海上保安本部・第六管区海上保安本部がそれぞれ作成を行った。
- ・ これらを踏まえ、**今後、関係機関間で継続的な意見交換や訓練を実施していく。**

航路啓開活動に関する申合せ締結機関

- 近畿地方整備局
- 中国地方整備局
- 四国地方整備局
- 九州地方整備局
- 第五管区海上保安本部
- 第六管区海上保安本部
- 第七管区海上保安本部

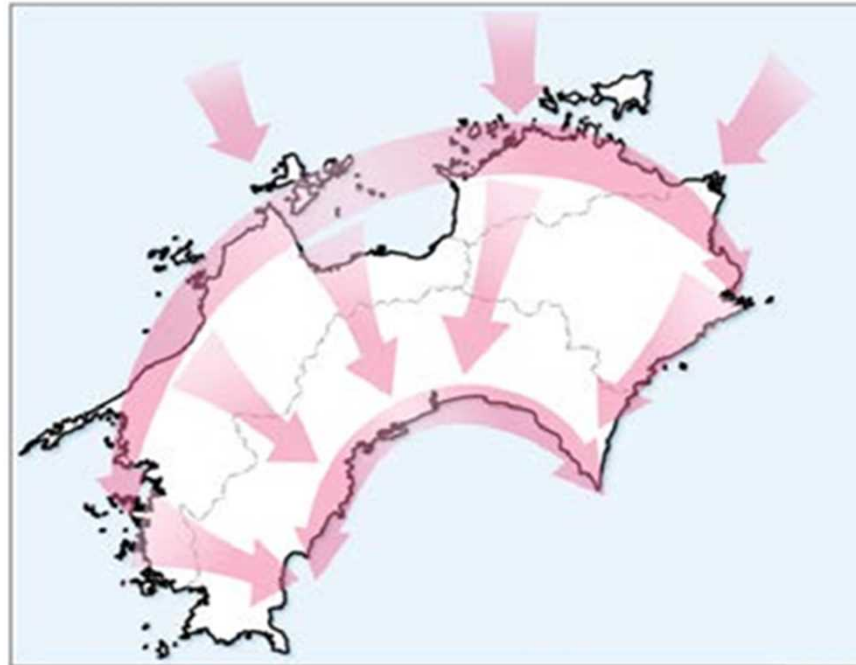


航路啓開活動に関する申合せにおける範囲のイメージ

## ④ 道路啓開との連携強化の重要性

### ●主な追加内容（参考資料1-1 新旧対応表 P. 36参照）

- ・大規模災害発生時、海上輸送による港湾への物資輸送が実現しても、道路の通行ができなければ貨物が滞留し、避難所に物資が届かないといった事態が想定される。そのため、**航路啓開と道路啓開は連携して行うことが必要であり、今後、道路関係者との合同訓練の実施等を通じ、連携強化を図る必要がある。**
- ・なお、四国道路啓開等協議会が策定した、「四国広域道路啓開計画」では、南海トラフ地震発生の際、瀬戸内側から被害の甚大な太平洋側へアクセス可能となるよう、優先的に啓開するルート「進出ルート」を設定し、扇状に道路啓開を進行することを想定している。



四国おうぎ（扇）作戦

## 修正・追加箇所一覧

※赤字・・・新規追加

## 修正・追加箇所一覧

参考資料 1-1 該当頁	章			修正・追加内容等	参考資料 1-1 該当頁	章			修正・追加内容等
	はじめに			時点修正（南海トラフ地震発生確率の修正）	21	第4章	4-3		時点修正（図の更新 港湾法第55条の3の3の説明を追記）
5	第1章	1-1	1-1-1①	時点修正（図の更新）	22	第4章	4-3		時点修正（図の更新 緊急確保航路の明示を統一）
6, 7	第1章	1-1	1-1-1④	字句修正	23	第4章	4-4	4-4-1	時点修正（図の更新 東予港を耐震強化岸壁整備済みに更新）
				レイアウト修正	24	第4章	4-4	4-4-2	字句修正
8	第1章	1-3		字句修正	25	第4章	4-5		修文
				図の修正（航路啓開計画と各港湾BCPの連携を明示）	26	第4章	4-5		字句修正
9	第2章	2-1	①	字句修正	27	第5章	5-1		字句修正
				時点修正（表内の数値を更新）					時点修正（図の更新 東予港を耐震強化岸壁整備済みに更新）
10	第2章	2-1	②	字句修正	28	第5章	5-1		新規追記（南海トラフ地震に関する情報（臨時）の発表に伴う事前対策の検討の必要性について追記）
11	第2章	2-1	④（1）	時点修正（図の更新）	29	第5章	5-2		字句修正
				字句修正	30	第5章	5-4		図の修正（本省への報告システムを追加）
12	第2章	2-1	④（2）	字句修正					字句修正
13	第3章	3-2	①	字句修正	31	第5章	5-4		時点修正（通信エリアの修正）
14	第3章	3-2	①（2）	字句修正	32, 33	第6章	6-1		新規追記（港湾法第55条3の3に基づく、非常災害時における国土交通大臣による港湾施設の管理制度について追記）
15	第3章	3-2	①（4）	字句修正	34	第6章	6-2		章番号の変更
16	第3章	3-2	①（5）	字句修正	35	第6章	6-3		新規追記（関係機関間との申合せ等の締結について追記）
17	第4章	4-1		字句修正	36	第6章	6-4		新規追記（航路啓開と道路啓開の連携強化の重要性について追記）
18	第4章	4-2		字句修正	37	第6章	6-5		章番号の変更
				時点修正（図の更新 東予港を耐震強化岸壁整備済みに更新）					字句修正
				字句修正					
19	第4章	4-2		追記（緊急確保航路等の啓開について追記）	38	第6章	6-6		章番号の変更
					39	第6章	6-7		章番号の変更
20	第4章	4-2		時点修正（団体名称を包括協定団体に修正）					字句修正